

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

平成28年 1月 4日（月曜日）

新年号外

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

年頭のご挨拶

北陸信越運輸局長 江角 直樹

新年明けましておめでとうございます。

平成28年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年3月14日、長野～金沢間に延伸開業した北陸新幹線は、同地域の利用者が昨年の在来線特急利用者の3倍を超え、好調な利用が続いています。新幹線駅からは観光地への二次交通が整備され、沿線のみならず、沿線から少し離れた観光地でも入り込み客数が伸びています。管内の宿泊者数も増加しており、新幹線が地域の活性化の起爆剤となったことを改めて感じています。北陸信越運輸局では、新幹線の開業効果がより広範囲に及び、より長く継続するよう、関係する皆様と連携しながら、北陸新幹線を活用した周遊ルートづくり等の施策を推進して参ります。

我が国は、人口減少・少子高齢化、国際競争の激化、巨大災害の切迫等、多様かつ重大な課題に直面しており、政府を挙げて交通分野で取組むため2013年に「交通政策基本法」が成立し、昨年2月には、同法に基づき、総合的かつ計画的な推進を図るため、政府として初めての「交通政策基本計画」が閣議決定されました。

また、訪日外国人が急激に増加している状況を踏まえ、昨年6月には、「2000万人時代」を万全の備えで迎え、地方創生への貢献を図り、観光を日本の基幹産業へ飛躍させるべく「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」が決定されました。さらに、昨年11月には、次の時代の新たな目標を定めるとともに、必要な対応の検討を行うため「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が開催されました。

北陸信越運輸局としましても、昨年7月に組織を再編し、「交通政策部」と「観光部」が誕生したことにより、「交通政策基本計画」に盛り込まれた関係する施策への取組み、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」を踏まえ諸外国からより多くの観光客を北陸信越地域に呼び込むための取組みを、地方公共団体等との連携により、強力に推進して参ります。

加えて、地域公共交通活性化再生法に基づき、コンパクトシティ化等、まちづくり施策と一体となって持続可能な地域公共交通ネットワークの確保・維持・改善が進むよう、各地域の取組みを積極的に支援して参ります。

なお、運輸の安全・安心の確保は運輸事業の根幹であり、運輸行政の最重要課題です。あらゆる機会を捉えて安全最優先であることを訴え続けていくとともに、これまでの取組みをさらに強化し、効果的な対策を講じて参ります。

北陸信越地域でこれまで頻発しておりました自然災害は、昨年、幸いにも大きなものの発生がなかったところですが、引き続き緊張感を持って総合的な防災・危機管理体制の強化を推進し、被災した地域に対する復興への支援にも取り組んで参ります。

以上を踏まえ、北陸信越運輸局として取り組んでいく具体的な課題、施策について申し述べます。

1. 地域公共交通の活性化・再生の推進について

(1) 地域公共交通の確保・維持・改善について

人口減少やモータリゼーションの進展により、地域の鉄道、バス、旅客船等の公共交通の利用者は減少し、多くの民間事業者において経営悪化による路線の廃止・撤退が行われ、地域公共交通サービスの衰退が進んでいます。

しかしながら、地域公共交通は、地域の社会生活・経済活動の基盤であり、特に、豪雪・離島・中山間地域等の条件不利地域を多く抱える北陸信越運輸局管内ではその確保は喫緊の課題です。また、地域公共交通の確保・維持・改善は、交通分野の解決のみならず、まちづくりや観光振興等の分野でも大きな効果をもたらすものであり、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって取り組む必要があります。

国土交通省では平成26年に、地方公共団体が中心となり、地域の関係者との合意の下に、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークを実現する取組みを推進するため、地域公共交通活性化再生法を改正しました。現在、この法律に基づき、各地域において、新たな公共交通ネットワークの計画の策定が進められているところです。

北陸信越運輸局としましては、管内各地域の協議会への参加や補助金の活用を通じて、地方公共団体や交通事業者、関係協会の皆様と一層の連携を図り、これらの取組みを積極的に支援して参ります。

(2) 地域鉄道の活性化について

地域鉄道は、沿線住民の通勤・通学等、地域の重要な移動手段として、交通の基幹を担っています。また、超高齢化社会における移動手段としてその役割が期待されるところです。

しかしながら、地域鉄道においては、人口減少や地域経済の低迷等に伴い厳しい経営環境に置かれています。鉄道事業者や沿線自治体関係者等と協働して各地域の実情に合った地域鉄道の活性化方策に取り組むとともに、地域鉄道の維持・改善に向け地域が主導する意欲的な取組みに対し、支援を行って参ります。

(3) 索道事業の活性化について

索道は、冬場における雇用や観光等、地元経済の一翼を担っており、北陸信越運輸局管内のその営業基数は、全国の約40%を占めています。

索道事業の経営環境は依然として厳しい状況にあり、各事業者においては、誘客のため、小学生以下のリフト料金の無料化や、複数のスキー場で使える共通リフト券の導入、雪上宝さがし等のイベントの実施、更に、外国人スキー客の増大に向けた取組みを行って、スキー場の活性化に努めています。

北陸信越運輸局としましては、スキー場の四季を通じた活性化方策を調査し、その結果をホームページで紹介するなど支援して参ります。

(4) バス交通の維持・活性化について

乗合バス事業は、高齢者や学生等地域住民や観光客の貴重な足として、さらに災害時の緊急輸送等にも対応する等、地域社会を支えるとともに、まちづくり、環境対策等にバスの意義が見直され、その役割がますます重要なものとなっておりますが、反面、利用者が減少し赤字路線を抱える事業者が多いため、バス路線の確保維持対策が大きな課題となっております。

北陸信越運輸局としましては、これまで地方公共団体をはじめ地域住民等の関係者と連携し、生活交通の確保維持やバリアフリー化等の支援を行うとともに、コミュニティバスやデマンド交通の導入等、地域の需要と実情に即した運行形態等の創意工夫ある取組みの支援を行って参りました。今後とも引き続き、地方公共団体や交通事業者等関係者の皆様と一層の連携をとりながら、バス路線の確保・維持を支援して参ります。

また、生産年齢人口がますます減少する中、労働力の確保が課題となっており、バス事業においても運転者の要員不足が大きな問題となっていることから、今後、関係者と連携し運転者の確保・育成に向けた取組みを進めて参ります。

（５）タクシー事業の適正化について

タクシー事業は、地域における公共交通機関であることから、機能を十分発揮し、利用者利便の向上に資するため「タクシー適正化・活性化法」に基づき事業の適正化・活性化を進めてきました。

昨年８月には、管内の新潟交通圏、長野交通圏及び金沢交通圏の３地域が特定地域として指定されたところです。今後は、各地域において特定地域協議会が開催され特定地域計画を策定することとなりますが、策定に当たっては、供給輸送力の削減とともに、地域の実情に応じて、運転者の労働条件の改善・向上やタクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めていくこととなります。

北陸信越運輸局としましては、特定地域に指定された３地域及び準特定地域の指定を受けている１２地域においてタクシー事業者や関係者が行うタクシー事業の適正化及び活性化に関する取組みについて支援を行って参ります。

（６）旅客航路事業の維持・活性化について

旅客航路事業については、昨年３月の北陸新幹線の開業効果や新造船投入により好調な実績をあげた航路もありましたが、全般的には引き続き厳しい経営環境が続いています。このため、住民の生活の足であり生活物資等の重要な輸送手段である離島航路の確保維持及び魅力ある観光地域を創出していくための航路の活性化について、関係地方公共団体や事業者等と連携して、旅客航路事業の改善又は新航路開設や各種キャンペーンの実施をはじめとする誘客に関する取組み等を行って参ります。

（７）バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進等について

公共交通機関に係る旅客施設や車両等のバリアフリー化については、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において設定された数値目標達成に向けて、計画的に整備が進められているところです。

さらには、現状より一歩でも二歩でも進んだ取組みを行うとして昨年８月に、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え国土交通省として今後取り組む具体的な施策「チーム・ジャパンで取り組むバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策」がとりまとめられました。これは、超高齢化社会を迎えつつある日本において、大会の開催効果を開催都市のみならず地方に至るまで全国レベルで波及させ、「いつでも、どこでも、だれでも、安心して生活・移動できるユニバーサル社会の実現を目指す」ものです。

北陸信越運輸局としましては、このとりまとめに沿って地域関係者との連携を強化し、より一層の施策推進を図って参ります。

また、本年４月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行に向け、対応指針に関係団体・関係事業者等に対して周知し、法の目的を踏まえた適切な対応が行われるよう、普及・啓発の取組みを進めて参ります。

万一、公共交通に関わる事故が発生した場合は、平成２４年４月より国土交通省内に「公共交通事故被害者支援室」を設置しており、適切な被害者等支援を行っていくとともに、公共交通事業者に対し、安全意識の啓発や被害者支援計画策定推進を図って参ります。

２．観光立国推進のための広域連携の取組み等について

（１）訪日旅行の推進について

訪日外国人旅行者数は、平成２５年に初めて１，０００万人の目標を達成し、さらに昨年１０月には１，６００万人を超え、史上最高を更新しましたが、その多くは所謂ゴールデンルートに集中しており、更なる増加を図るためには地方への誘客が重要になっています。

北陸信越運輸局としましては、訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン地方連携事業）や昇龍道プロジェクト等、引き続き関係者と連携し、北陸信越地域の魅力を海外へ情報発信するなど訪日プロモーションを展開して参ります。

（２）地域の観光振興の促進について

観光振興を通じて地域の活性化を図るためには、地域の特色を活かした魅力ある観光地づくりに取り組み、観光需要を喚起することが重要です。

そのため、地域独自の歴史・伝統・文化を活かした「ブランド」の確立を通じて、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを促進するとともに、テーマ性・ストーリー性を持った観光資源を活用した広域観光周遊ルートを形成する取組みを支援して参ります。

また、北陸信越地域は、観光資源が豊富であり、その豊富な観光資源を磨き上げ、旅行スタイルやニーズにきめ細かく応える観光地づくりや旅行商品の造成に地域の皆様と一緒に取り組み、質の高い観光立国実現のため、地域の観光振興と観光産業の強化を図って参ります。

（３）受入のための環境整備について

訪日外国人を地方へ誘客し、日本のすばらしさを堪能していただくためにも受入環境整備は重要です。

昨年３月に「訪日外国人旅行者数２０００万人の受入に向けた北陸信越ブロック連絡会」を設置したところであり、受入環境の各種課題を整理し、多言語対応や施設整備などの課題の解消に向けて、関係機関と連携して取組を進めて参ります。

また、地方における訪日外国人の観光旅行消費の一層の拡大のため、消費税免税店の拡大等も進めて参ります。

３．安全・安心対策の強化について

（１）運輸安全マネジメントの促進について

運輸の安全・安心の確保は運輸事業の根幹であり、経営トップの強いリーダーシップにより、安全最優先であることを現場の隅々まで浸透させることが重要です。

北陸信越運輸局としましては、「運輸安全マネジメント」評価の着実な実施と運輸安全セミナーの開催等を通じて事業者の安全意識の向上を図り、安全管理体制が適切に機能するよう本制度の定着と取組みの深度化・高度化を進めて参ります。また、安全管理体制の構築が進んでいない中小事業者に対する啓発・普及に努めて参ります。

（２）鉄軌道事業、索道事業の安全対策について

鉄軌道事業及び索道事業の事故防止は、日々の生活、観光レジャーなど様々な社会経済活動における安全と信頼の確保のために極めて重要な課題です。

北陸信越運輸局としましては、引き続き、監査の充実や運輸安全マネジメント評価、各種会議、研修会、講習会等を通じ事故防止対策について周知・徹底を図っていくとともに、事故原因の究明を行い、その調査結果や事故情報等の提供を行うことにより、事故等の未然防止・再発防止に努めて参ります。

鉄軌道事業の事故については、踏切関連事故及び線路内での列車との接触の事故で約９割を占めており、それらの事故の原因の多くが、鉄軌道事業者以外に起因しています。このため、鉄軌道事業者による安全対策に加え、踏切通行者、鉄道沿線住民等に対して、広報・啓発活動の強化を図って参ります。また、踏切道の立体交差化や構造改良等についても、引き続き推進して参ります。

索道運転事故については、平成２６年度、北陸信越運輸局管内で１１件の人身障害事故が発生しており、約半数が乗降時に発生しております。発生原因別では、乗客の不注意を除き、すべて係員の対応不適切といったヒューマンエラーによるものです。北陸信越運輸局としましては、研修会の開催等を通じ、乗客に対する注意喚起、係員への指導教育の徹底と確実な施設整備について、索道事業者に対して指導して参ります。

（３）自動車運送事業の安全対策について

事業用自動車の事故防止を図ることは、自動車運送事業者の社会的責任の面でも最重要課題となっております。

北陸信越運輸局としましては、平成２６年に中間見直しが行われた「事業用自動車総合安全プラ

ン2009」に基づき、関係団体・関係機関と連携して地域における事故削減に取り組む体制として設置した「北陸信越地域事業用自動車安全対策会議」を活用し、「10年間で死者数・人身事故件数の半減と飲酒運転ゼロ、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無」の達成を目指し、さらなる取り組みを行って参ります。

また、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する「事故防止対策支援推進事業」（ASVの導入支援、運行管理の高度化支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）については、高い事故防止効果が期待されることから、多くの事業者から利用されており、今後も利用拡大のために周知・促進を図って参ります。

高速・貸切バスについては、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、平成25・26年度の2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を迅速かつ着実に実施したところです。今後においては、これらの実施状況についてフォローアップ・効果検証を行い、バス事業の安全性向上、信頼回復に努めて参ります。

また、平成26年3月に発生した北陸道小矢部川サービスエリアの事故を受け、緊急対策として健康起因事故防止対策等の徹底を図るとともに、昨年8月には睡眠時無呼吸症候群対策（SAS）マニュアルが改訂され、SASスクリーニング検査の一層の普及と適切な治療によって「安全と健康」が一層向上するよう努めています。

さらに、健康起因による事故を予防するための取り組みの一環として、昨年11月に「自動車事故防止セミナー2015」を長野市内で開催し、各業態から多数の参加をいただいたところです。今年は富山県で同セミナーの開催を予定するなど、引き続きこれらの取り組みを徹底して参ります。

また、ゴールデンウィークにおける高速乗合バスの全国一斉点検や、新潟空港及び富山空港における貸切バスに対する街頭監査等、実際の運行状況の点検等を通じたバス事故の防止、安全・安心対策も強力に進めて参ります。

（４）自動車の整備と保守管理について

依然として自動車の整備不良による事故やトラブルが発生していることから、自動車ユーザーが適切に保守管理を行い、自動車を安全に使用していただくよう、各種の機会を捉えて保守管理の重要性について自動車ユーザーに周知して参ります。また、自動車整備事業者に対しては、コンプライアンスの向上を促すとともに、自動車技術の高度化に対応した整備技術の向上や自動車ユーザーへの点検整備内容の説明等について、さらに努力するよう指導して参ります。また、認証を受けないで自動車分解整備を行っている事業者に対しては、引き続き情報の収集・調査・指導を行って参ります。

安全を脅かし交通秩序を乱す暴走行為等を目的とした不正改造車や、点検整備を実施していない整備不良車が後を絶たない状況にあることや、軽油に重油を混和した不正軽油を自動車燃料として使用する実態が全国ではまだ見受けられることから、これらの車両を排除するため、自動車検査独立行政法人と連携し、警察、自動車関係団体等の協力を得て、街頭検査を積極的に実施して参ります。

自動車整備の仕事について、高校生等の理解向上を図り、就職する若者（女性を含む）を確保するため、運輸支局長等が自動車整備人材確保・育成推進協議会と連携して高等学校の校長等を直接訪問して、自動車整備の仕事の社会的重要性、将来性について説明し、進路指導の際に整備の仕事を選択肢として紹介していただけるよう努めて参ります。また、整備士のイメージ向上ポスターの掲示や児童を対象とした体験イベントの実施、女性整備士の好事例等の情報収集、周知等に取り組んで参ります。

（５）リコールの迅速かつ確実な実施等について

昨年6月に道路運送車両法の一部が改正され、より迅速かつ確実なリコールの実施を促進するため、装置メーカーが報告徴収・立入検査の対象に追加されました。これにより、自動車の使用における安全・安心が向上することが期待されます。

また、自動車の設計・製作に起因する不具合による事故や故障を未然に防止するためのリコール制度が適正に機能するよう、「自動車不具合情報ホットライン」や北陸信越運輸局に設置した「検査

整備 110 番」等を通じて、ユーザーからの車両不具合情報を積極的に収集して参ります。

さらに、国土交通省に寄せられた不具合情報や事故・火災情報等を公表し、ユーザーへの注意喚起が必要な事案や適切な使用、保守管理、不具合発生時の適切な対応を促進するため情報提供を実施して参ります。

（６）船舶の安全の確保と海洋環境の保全対策について

昨年 7 月に北海道苫小牧沖でフェリー火災事故が発生しましたように、船舶の安全確保等は今なお重要な課題となっています。このため、船舶検査の実施や危険物輸送の審査、運航管理に関する監査の実施、船員災害防止運動の実施、事業者団体や研修会の機会を捉えた指導啓発など船舶の安全の確保と海洋環境の保全に向けた取り組みをハード・ソフトの両面から実施して参ります。また、頻発するプレジャーボート等の海難事故を未然に防止するため、救命胴衣の確実な着用をはじめとする船舶操縦者遵守事項の周知啓発及び船舶検査の受検指導等を関係機関と連携して取り組んで参ります。

津波発生時に乗船者が安全に避難するためには平時からの津波防災対策が不可欠です。このため、現在北陸信越運輸局管内 2 旅客事業者において作成されている「津波避難マニュアル」について、さらに他の運航事業者に対する作成及び訓練等を通じた見直しについて指導啓発して参ります。

国際条約の基準に満たない所謂サブスタンダード船の海難に起因する人命の損失や海洋汚染は後を絶ちません。また一昨年 8 月には船員の労働環境に関する国際条約である「二千六年の海上の労働に関する条約（MLC）」が発効しています。このため、寄港する外国船舶に立入検査（ポートステートコントロール）を実施し、日本近海における外国船舶の航行の安全確保と海洋環境の保護及び給与未払いの是正等の船員の労働環境の確保に必要な指導・監督を行って参ります。

海事技術に関する行政サービスが高度なレベルで効率的に提供されるよう、船舶に関する検査・登録・測度及びポートステートコントロールの各業務については、引き続き ISO 9001 に基づく品質マネジメントシステムにより維持改善を図って参ります。

（７）防災と危機管理について

昨年は、幸いにも北陸信越運輸局管内で大きな災害の発生がなかったところですが、近年の災害は「局地化」、「集中化」、「激甚化」といった特徴があり「何時・何処で起きてもおかしくない状況」が認められております。引き続き、交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の、応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図る等関係機関と連携を密にして参ります。

また、必要に応じ、関係機関・事業者等と密接に連携し、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な指導・調整を行うとともに、被災地に対する支援措置、運輸行政サービスに係る特例措置を提供するよう努めて参ります。

危機管理については、昨年 11 月 13 日にパリで起こった同時多発テロは、世界中に衝撃を与えたことは記憶に新しいところですが、テロ等は不特定多数を標的にするもので、何時・何処でも発生する可能性があります。ゴールデンウィーク・夏季・年末年始や大規模イベント等の開催により利用者が集中する公共交通機関、交通関連施設、観光関連施設等を中心に、今後とも、関係事業者に対し施設点検、不審物、不審者の監視等のテロ対策の徹底を周知して参ります。

（８）災害に強い物流システムの構築に向けて

国土交通省では、東日本大震災を踏まえ、地域ブロック毎に物流関係者からなる協議会を開催し、民間物資拠点のリストアップ、官民の協力協定の締結・拡充を進めるとともに、広域物資拠点の開設等に関する関係者間の連携体制について、平成 25 年 10 月に「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」としてとりまとめました。

今後、民間物資拠点のリストアップの拡充を図り、また広域的な観点から見た多様な輸送手段の活用を検討するとともに、北陸信越運輸局管内各県における県及び物流関係者間の連絡会等を開催し、国、自治体、物流関係者間の連携方策及び民間物流拠点の活用等について議論を進めて参ります。

4. 環境保全・物流効率化等の推進について

(1) 環境保全の取組みの推進について

自動車、船舶、鉄道等の運輸部門からのＣＯ２排出量は、近年、横這いの状況が続いており、依然として大きなものとなっております。特に自家用乗用車からのＣＯ２排出量が、運輸部門の排出量全体の約半分を占めていることから、自動車使用時の「エコドライブ１０」の周知・実施を促し、併せて公共交通機関の利用を促進するため、環境負荷の小さい交通体系について理解を深めてもらうことを目的として、各自治体や交通事業者によるイベントなどを積極的に活用し、交通環境対策の周知に努めて参ります。

また、企業等に対し「エコ通勤優良事業所認証制度」の普及促進を行い、マイカー通勤からバスや鉄道等の公共交通を利用した通勤への転換を図るとともに、運輸事業者に対しても、引き続きグリーン経営の推進（認証取得）、改正省エネ法の確実な実施や低公害車の導入促進等の施策を推進し、運輸部門からのＣＯ２排出削減に努めて参ります。

これらの施策を推進するにあたり、関係者への周知と理解を深めるアイテムとして、「交通環境対策アクションプラン」等を発行し、広く情報を発信して参ります。

(2) 物流効率化対策の推進について

温室効果ガスの排出削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図るため、大量輸送が可能であり、かつ二酸化炭素排出原単位の小さい海運や鉄道へ輸送手段を転換するモーダルシフトを推進することが重要です。

北陸信越運輸局としましては、荷主企業、物流関係者等の連携による取り組みに対して財政支援する「モーダルシフト等推進事業」の一層の周知・啓発を図るとともに、複数企業による混載や帰り荷の確保など、更なる物流の効率化に努めて参ります。

また、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流総合効率化法）による支援事業について、積極的に広報・周知を行い、物流の効率化やＣＯ２排出量の削減に資する事業への支援に努めるとともに、物流の重要な一翼を担う倉庫事業については、寄託貨物の安全・確実な保管、コンプライアンスの遵守等について指導して参ります。

(3) トラック運送事業の発展について

トラック産業は、我が国の経済や国民生活を支える基幹産業ではありますが、トラック運送事業者の９９％が中小零細事業者であることや取引関係における多層構造等に問題が指摘されております。

このような中、平成２６年４月からは適正取引の確保等の対策として、運送契約の書面化を推進しているところです。これにより安全運行阻害等の発生が回避され、適正な対価の収受や燃料サーチャージの導入が期待されており、さらにこれらの具体的事項を記載した「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を昨年２月に改訂し更なる推進を図っています。

また、昨年４月に閣議決定された「労働基準法等の一部を改正する法律案」に係わる長時間労働の抑制に向けた環境整備のために、各県に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を立ち上げました。３０年度までに調査、実証実験等を行いガイドラインの策定・普及を図ることとしています。また、トラック産業は中高年層の男性労働力に依存した状態であり、労働力不足の懸念から、若年層の採用及び定着、特に女性の労働力の確保・育成に向けた取り組みを実施して参ります。

5. 海事産業等の振興について

(1) 海事産業の振興について

内航海運については、モーダルシフトの旗手として期待されているものの、依然として厳しい経営環境下にあり、船員の高齢化や船舶の老朽化等が進行しています。このため、若年船員の確保に関して取り組むほか、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有制度を活用した代替建造の促進を図り、内航海運の振興に取り組んで参ります。

港湾運送については、東アジア各国との貿易の拡大等により日本海側港湾の果たす役割は年々大きくなっており、港湾運送の拠点となる新潟港、直江津港、伏木富山港、七尾港及び金沢港をはじめ、北陸信越運輸局管内各港の港湾機能のさらなる強化に向け、関係機関・港運事業者と連携して取り組んで参ります。

造船業・船用工業については、主力となる漁船の減少等により相変わらず厳しい経営環境は続いており、技術者や技能者による技術の伝承や新規の人材育成も喫緊の課題となっております。このため、業界団体等が主催する講習会へ講師を派遣し技術の維持向上を図るほか、工業高校生を対象とした事業者見学会の開催により新規採用者の拡大を図るなど経営基盤の強化に資する取り組みを実施して参ります。また、事業の基盤となる安全確保に関して、全国造船安全衛生対策推進本部が実施する安全パトロールに同行し巡回指導を行うなど事故防止のための指導を実施して参ります。

海上労働については、船員の高齢化や船員不足が進展する中で、技術の伝承といった観点からも若年者の雇用確保を進めることが急務となっております。このため、船員志望者の裾野拡大のための海の職場の広報、関係団体・関係機関で構成する「海事産業次世代人材育成推進会議」の運営、水産高校生のインターンシップ(就業体験)の実施等による船員志望者の掘り起こしなど若年船員の確保を図るほか、若者が安心して海の職場を選べるよう、労働条件や安全衛生の保持に関する指導や船員災害の未然防止のため船員災害防止基本計画に基づく訪船指導や講習会の開催等に取り組んで参ります。

舟艇振興については、マリンレジャーの拠点として全国各地に設置されている「海の駅」の利用促進を図るほか、ボートショーなど各種イベントの機会を捉え、救命胴衣の着用を指導することにより、健全な舟艇利用振興に取り組んで参ります。

(2) 海事思想の普及等について

日本財団は今年度「海の大切さや重要性を認識させる」「子供たちに海への好奇心を喚起させる」等の事業に対して助成するあなたのまちの海の日サポートプログラムを創設しております。このため、関係者に対してこの制度を利用したさらなる海事思想の普及啓発に関する取り組みを支援して参ります。

船舶は、大規模災害時において被災地への緊急輸送などで重要な役割を果たしていますが、北陸信越運輸局管内の各自治体においてはこのような検討があまり進められていません。このため大規模災害時の船舶利用について周知啓発を行って参ります。

6. 自動車保有関係手続きにおけるOSSの推進について

国土交通省では国民負担の軽減及び行政事務の効率化等を図るため、オンライン申請による自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)化を推進しており、これまでに11都府県で導入・稼働され、着実に利用率を伸ばしているところです。また、平成25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、平成29年度までにOSSについて、全国展開や対象手続きの拡大により抜本的に拡大することとされました。このため、北陸信越運輸局管内においても、関係機関・団体との協議の場であるOSS導入準備会あるいは地域連絡会において、情報の共有、導入にあたっての課題及び解決策の整理、導入スケジュールの確定等に鋭意取り組んで参ります。

以上、北陸信越運輸局の課題と取り組む施策の一端を述べさせていただきました。

本年も、北陸信越地域が豊かで活力に満ちた地域へと発展していけるよう、引き続き取り組んで参りますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。